

必ずご確認ください

## 罹災証明書の注意事項

お問い合わせ先  
明石市総務局税務室税制課  
TEL：078-918-5072

### 罹災証明書とは

罹災証明書は、災害の早期立ち直りや生活の安定化のために、市が確認できる程度の家屋の被害について証明するものです。したがって、全ての民事上の権利義務関係に、効力を有するものではありません。

\*\*\*被害の程度によっては各種申請に使用できない場合があります\*\*\*

特に兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入されている場合は、加入の状況や被害の程度により、罹災証明書を保険金の請求に使用できないケースがあります。

\*\*\*\*\*

お問い合わせ先 公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

☎078-362-9400（平日9：00～17：00）

### 調査・発行の手順等

原則として、本市の職員が実際に現地を訪問し、被害に遭った家屋を目視できる範囲で調査し、被害が確認できた場合に罹災証明書を発行します。

この調査は、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて行われます。なお、この指針で定められている調査の範囲は、固定資産税の評価に含まれる範囲とおおむね一致します。したがって、塀や門などの外構やベランダの屋根のような固定資産税の評価に含まれない部分の被害は、判定に考慮されない場合があります。

また、一度発行した罹災証明書は、特段の事情がある場合を除き、返戻することができません。  
罹災証明書は郵送にて交付しますので、メールにて申請される場合を除き、返信用封筒をご準備ください。

\*\*\*罹災証明書に記載されている被害の程度に不服がある場合は\*\*\*

交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に再調査の申出をすることができます。

なお、再調査を希望する場合は、一度交付した罹災証明書を回収させていただきますので、あらかじめご了承ください。

### ☆☆☆罹災届出証明書の発行もご検討ください☆☆☆

本市では、簡易な証明として、罹災届出証明書の発行も可能です。提出先によっては、罹災届出証明書を添付書類として使用できる場合がありますので、申請前にご検討ください。

\*\*\*\*\*

#### <対象となる資産>

家屋、塀や門などの外構・設備、家財道具等及び車

#### <申請に必要な書類>

被害の状況が分かる写真（ご本人様以外が来庁される場合は委任状）

#### <注意点>

「半壊」や「準半壊に至らない」、「床上浸水」など被害の程度については表示されません。